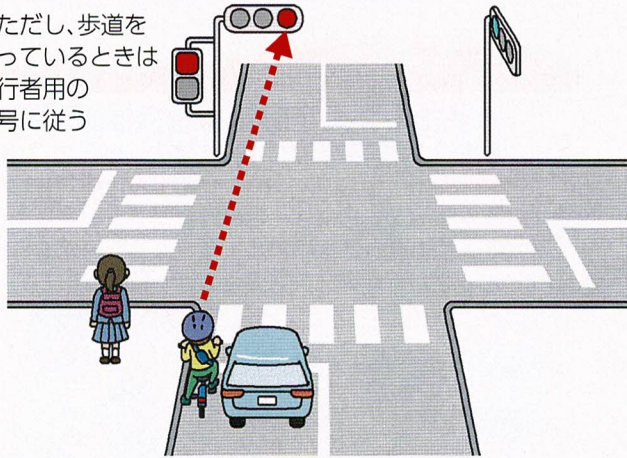


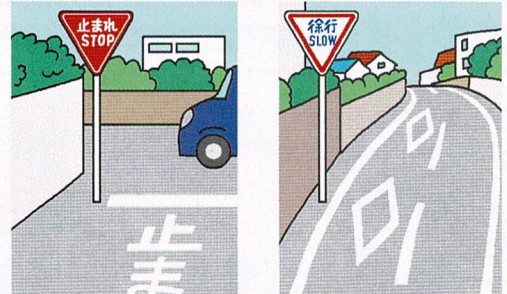
自転車のルールをもう一度確認してみましょう

「歩行者・自転車専用」の表示がない場合 車両用の信号に従わなければいけません

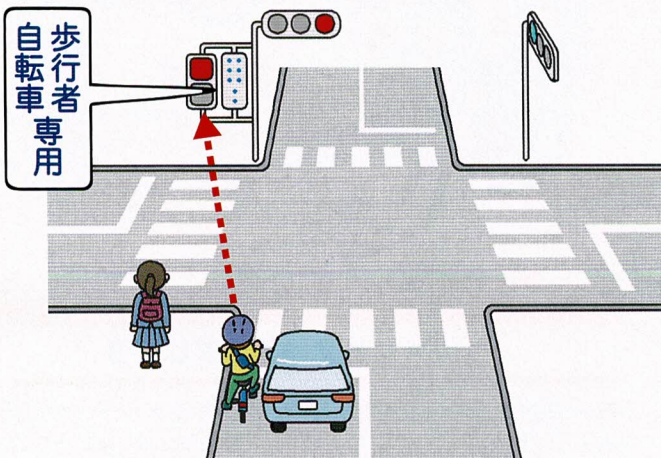
※ただし、歩道を
走っているときは
歩行者用の
信号に従う



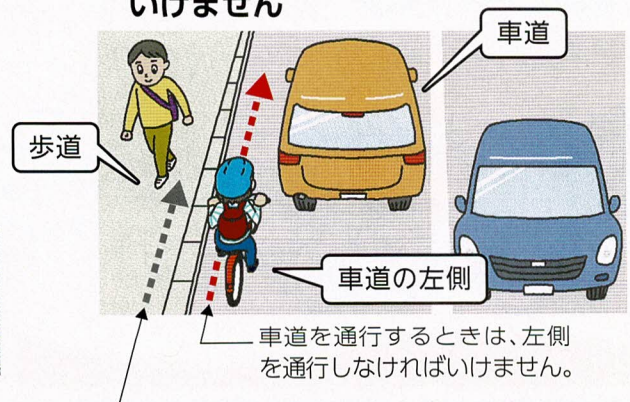
道路標識・標示に従い、一時停止 やすぐに停止できるような速度で 通行するなどして、安全を確認し なければいけません



「歩行者・自転車専用」の表示がある場合 歩行者用の信号に従わなければいけません

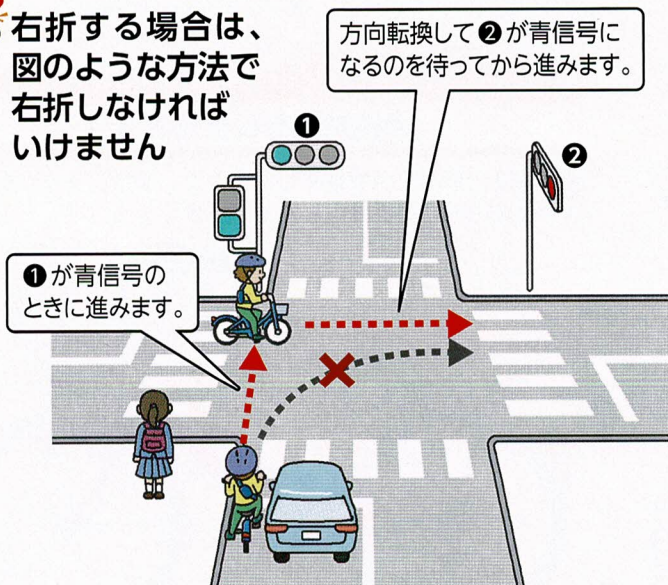


車道と歩道の区別のある道路では、 原則として、車道を通行しなければ いけません



車道を通行するときは、左側を通行しなければいけません。
歩道を通行する場合は、車道寄りを安全な速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければいけません。

右折する場合は、 図のような方法で 右折しなければ いけません



歩道を通行することができる場合



歩行者優先

- 道路標識により自転車が歩道を通行することができる」とされているとき
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

